

令和2年4月7日

保護者様

横浜市立上矢部小学校
校長 梅田 巖

上矢部小学校 携帯電話・スマートフォン取扱いルール

小中学生の携帯電話・スマートフォン利用については、ケータイ依存症、ネットいじめ、犯罪被害、犯罪加害などの問題が生じ、弊害が大きいいため、利用自体を避けることが望ましいとされています。

事情により、お子さんに携帯電話・スマートフォンを持たせなければならない場合は、横浜市立の学校とPTAが協議して定めた次の「学校で守るべきこと」「家庭で守るべきこと」を遵守し、携帯電話・スマートフォンの弊害から子どもを守るようお願いいたします。

また、文部科学省や横浜市教育委員会の指導の下、横浜市立小中学校では携帯電話・スマートフォンの学校への持込みを原則禁止しています。

「学校で守るべきこと」

- 1 携帯電話・スマートフォンは、学校には持ち込まないこと。
- 2 特別の事情があって児童が学校に携帯電話・スマートフォンを持ち込むときは、事前に学校長の了解を得ること。
- 3 学校への持ち込みが認められた場合でも、学校内での使用は禁止とする。
- 4 校内での紛失・破損などについては、学校では一切の責任を負わない。

「家庭で守るべきこと」

- 1 家庭の判断（責任）で携帯電話・スマートフォンを持たせる場合は、児童の発達段階に応じて通話機能のみとし、Eメールを含むインターネット利用をさせないか、家庭で厳格なルール（サイトへのアクセスやメール利用について）を設けること。
- 2 インターネットを利用する場合には、児童の使用する携帯電話・スマートフォンには、フィルタリング（有害サイトアクセス制限サービス）を必ず利用すること。
- 3 インターネットを利用する場合、保護者は、児童生徒の携帯電話・スマートフォンの利用状況を把握すること。
- 4 児童生徒が携帯電話・スマートフォンを利用したために問題が生じた場合には、すぐに学校に報告し、対応を相談すること。

※ 学校に持たせなければならない事情がある場合には、改めて担任にご相談ください。横浜市立学校では、年度ごとにご相談を受け付けることになっています。